

救急医療情報システム基本計画策定支援業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 目的

本委託業務は、三重県（以下、本県）が運用すべき次期救急医療情報システム（以下、次期システム）に求められる機能やサービスレベル等の検討を行うため、他自治体や最新の市場状況に係る調査を行い、その結果に基づく概要構想案を作成する。

さらに、現行救急医療情報システム（以下、現行システム）の現状把握と課題の洗い出しを行うための調査・分析・評価を行う一方、上記の概要構想案との分析を行い、解決すべき課題との方針を明確にし、概要構想案に適用することで、本県が運用すべき次期システムの中長期的なあり方（基本計画）を明らかにする。

また、上記、次期システムの運営主体となる救急医療情報センターの業務についても、情報の収集、整理、分析等を中心に具体的な運用方法及び機能を検討することで、「あるべき姿」を明らかにする。

ただし、上記に記載した概要構想案、基本計画等の策定手法は本県の想定であり、本企画提案コンペにおいて、より有効な手法について自由に提案を求める。

2 業務内容

- (1) 委託業務名 救急医療情報システム基本計画策定支援業務委託
- (2) 履行期間 契約の日から令和5年3月31日（金）まで
- (3) 業務内容 「救急医療情報システム基本計画策定支援業務委託 仕様書」及び「救急医療情報システム基本計画策定支援業務委託 詳細仕様書」のとおり

3 委託上限額

9, 460, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

5 参加手続き等

本企画提案コンペの参加希望者は、下記書類を提出するものとする。

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書の提出期限
令和4年6月20日（月）16時まで
- (2) 企画提案資料の提出期限
令和4年6月27日（月）16時まで
- (3) 提出場所
三重県津市広明町13番地
三重県医療保健部医療政策課（三重県庁4階）
- (4) 提出方法

上記（3）の場所へ原則郵送する。（メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。）郵送の場合は、一般書留、簡易書留等により到着が確認できるようにすること。また、封筒等の外側に各々「救急医療情報システム企画提案コンペ参加申請書在中」「救急医療情報システム基本計画策定支援業務委託提案書在中」と記載すること。

ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認める。その場合はあらかじめ、担当部局に持参する日時について連絡を行うものとする。

6 提出を求める企画提案資料の内容

別紙「提出を求める企画提案資料」のとおり。

7 質疑及び回答

(1) 質問の受付期間

令和4年6月7日（火）16時まで

(2) 質問の提出

質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4版）にて行うものとし、ファクシミリ又は電子メールにて提出するものとし、必ず担当部局まで電話により着信の確認を行うものとする。

なお、質問文書には、事業者名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記すること。

(3) 質問の内容

質問は、原則として、当該業務にかかる仕様や条件、応募手続き的な事項に限るものとし、他の事業者からの提案書の提出状況や積算に関する内容等には答えないものとする。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和4年6月10日（金）17時までに、三重県のホームページに回答を掲載します。

8 企画提案コンペの実施方法

(1) 選定

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、救急医療情報システム基本計画策定支援業務委託企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査の上、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

- ・有効性

業務目的を達成するために、具体的かつ効果的なアプローチが検討されているか。

- ・企画性

業務目的を達成するために、独自のアイデアが盛り込まれ、構想力のある提案内容となっているか。

- ・計画性

業務の実施体制、業務スケジュール及び工程管理は適切に計画されているか。

- ・明瞭性

調査分析の方法や成果品のまとめ方は、読み手にとって理解しやすく利活用しやすいものとなるよう考慮されているか。

- ・業務遂行能力

業務の実施に資する技術的知見や実績を有し、当該業務を最後まで遂行する能力があると判断できるか。

(2) プレゼンテーション

選定委員会が必要と認めた場合には、提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションを実施する場合の実施時期及び場所、形態は、次のとおりである。

時期：令和4年7月4日

場所等：WEBで実施（予定）

形態：提出済みの企画提案書（紙）で行う。

選定委員会で事前に書面審査を行い、優秀提案者を5者程度選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとする。

書類審査の結果及びプレゼンテーションの実施日時、場所等については提案したすべての者に、令和4年6月27日（月）17時までに電子メールにて連絡する。

プレゼンテーションにおける説明は、6で提出のあった企画提案資料により行うものとする。

なお、提出済みの企画提案書とプレゼンテーションで投影する資料について、内容の差異や追加記述は認めない。もし内容差異や追加記述があった場合は、提出済みの企画提案書の内容により審査・選考を行う。

また、プレゼンテーションを行った者(2名以上)は実際の受託業務に従事することとする。
(詳細仕様書「5 委託体制・作業の進め方」参照)

プレゼンテーションを実施しない場合は、提案したすべての者に、プレゼンテーションを実施しないことを電子メールにて連絡する。

9 最優秀提案者に提出を求める書類

選定決定通知を受けた最優秀提案者は、速やかに以下の書類を提出するものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの)(有料、写し可)
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの)(無料、写し可)

10 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別紙「業務委託契約書(案)」のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下、これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

《参考》三重県会計規則 第75条第4項

契約締結権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
 - (2) 契約の相手方が保険会社又は金融機関との間に、工事履行保証委託契約を締結し、公共工事履行保証証券を提出したことにより、当該保険会社又は金融機関と県との間に工事履行保証契約が成立したとき。
 - (3) 契約の相手方が過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者であつて、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (4) 物件を売り払う契約を締結する場合において、契約の相手方が売払代金を即納したとき。
 - (5) 契約金額が第73条第1項の規定により随意契約によることができる額であつて、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (6) 契約の相手方が、国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)、地方公共団体又は県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例(平成14年三重県条例第41号)第2条第1項に規定する出資法人であるとき。
 - (7) 単価(単価に数量を乗じて総額で契約の相手方を決定する場合は除く。)により契約を締結する場合であつて、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (8) その他契約の性質上契約保証金を納付させる必要がないと認められるとき。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
 - (4) 契約は、三重県医療保健部医療政策課において行う。

11 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

12 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

13 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

15 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

16 個人情報の保護

本事業による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

17 その他

- (1) 企画提案書の作成に必要な費用については、提案者の負担とする。提出のあった企画提案書等の資料は返却しない。
- (2) 提出のあった企画提案書等の資料は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。
- (3) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (5) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則があるので留意すること。
- (6) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。
 - ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
 - イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対して、二つ以上の提案をしたとき。
 - ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
 - エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
 - オ 提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。
 - カ 見積額が委託料上限額を超えているとき。
 - キ その他、契約担当者が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

18 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部医療政策課 担当 坂浦、中村

電話：059-224-3370 ファクシミリ：059-224-2340

E-mail：sakaus00@pref.mie.lg.jp（坂浦）、nakamm29@pref.mie.lg.jp（中村）